

別紙 13

第1 水産資源

あかあまだい(京都府海域)

第2 資源管理の方向性

釣延縄漁業においては、直近 10 年(2012～2021 年)の CPUE 水準の中位(2.3 kg/隻・日)以上を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 14

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。